【「子どもと安全」機関間連携事例シリーズ】

スポーツを通じた少年の立ち直り支援活動

――西京警察署と西京立ち直り支援ネットワークの連携――

須 賀 博 志

社会安全·警察学研究所 所員 京都産業大学法学部 教授

1 はじめに

京都府警察西京警察署(以下「西京署」)は、非行少年と警察署員ほかの支援者とがスポーツで一緒に汗を流し食事を 共にすることで、非行少年の立ち直りを支援する取組みを行っている。この取組みには、地域のボランティア団体である 西京立ち直り支援ネットワーク(以下「支援ネット」)が協力をしている。警察署とボランティア団体との間での特色あ る連携の事例として紹介する。

なお、西京署は中規模警察署で、京都市西京区を管轄区域とする。西京区は、京都市の西南部に位置し、東西・南北とも 11kmほど、人口は 15万人強で、公立小学校が 18 校、公立中学校が 8 校、高校が府立校 2 校、私立校 2 校ある。江戸時代から山陰街道の宿場町などとして栄えてきた旧市街のほかに、1970年代に開発された大規模な洛西ニュータウン、1980年代に開発された一戸建て中心の桂坂ニュータウンがある。旧市街には京都と大阪を結ぶ阪急電鉄が通っており、区域全体が京都・大阪のベットタウンとなっている。

以下 2~4 は、平成 26 年 6 月 11 日に行った支援ネット初代会長南舎健男氏へのインタビュー、同月 20 日の西京署によるメディア向け説明会、同月 28 日の支援活動(ラグビー体験)の参与観察、7 月 8 日の支援ネット現会長齋藤常子氏へのインタビューをまとめたものである。5 では、筆者の分析・意見を加えた。

2 スポーツを通じた立ち直り支援活動

西京署がスポーツを通じた少年の立ち直り支援活動を始めたのは、平成24年8月のことである。京都府はもともと少年事件の発生率が高いが、当時の西京署管内は府下でも最多の水準となっていた。また、西京警察署協議会でも、少年の蝟集対策が要望された。このような状況を受けて、当時の丸山生活安全課長が支援活動を発案し、課員が協力、署長の応援も得て実施に至った。スポーツを通じて行うことにしたのは、少年と警察官が「同じ空間」で「同じ視点」に立ち「お互いを理解」するには、スポーツで「共に汗する」のが最適だと考えたからである。

この活動は、平成24年度に4回、25年度に3回実施し、26年度以降も継続して実施することになっている。具体的な内容は、下表の通り。

回数	内容	実施日	場所	食事	参加	者数	協力
凹奴		天/池口	<i>/m</i>	及 尹	少年	他	lカカ ノJ
24 年度 第 1 回	ソフトボール	8月13日 (月)	京都明徳高校グラウンド	カレーライス	9	49	

□ * ⁄r	ф ф	実施日	場所	食 事	参加者数		+ 2 +
回数	内 容				少年	他	協力
第2回	ボウリング	8月27日(月)	民間ボウリング場	ラーメン店	6	15	
第3回	ソフトボール 警察犬舎見学	10月13日(土)	京都府警察学校 グラウンド	おにぎり 豚汁	13	63	西京地区更正保護女性会
第4回	ボクシング体験 ランニング	1月26日(土)	民間ボクシングジム	焼きそば ぜんざい	5	39	西京少年補導委員会
25 年度 第 1 回	ソフトボール 白バイ体験	7月27日(土)	京都府警察学校 グラウンド	炊き込み御飯 流しそうめん	11	79	交通機動隊 支援ネット
第2回	ヒップホップダンス 体験	10月20日(日)	京都明徳高校学園ホール	手作り弁当	8 (8)	142	明徳高ダンス部 支援ネット
第3回	ソフトボール レンジャー体験	11月23日(土)	京都府警察学校 グラウンド	おにぎり 焼きそば、豚汁	12 (2)	76	機動隊 支援ネット
26 年度 第 1 回	ラグビー体験	6月28日(土)	京都府立桂高校 グラウンド	カレーライス 冷やしそうめん	10 (2)	121	桂高ラグビー部 支援ネット

(注) 平成 25 年度には、台風 18 号による洪水被害があったので、桂川河川敷における流木撤去ボランティアも実施した。参加者数・ 少年欄の () は、少女を示し、内数である。

ソフトボールでは、少年チームと警察官チームとのゲームを行う。○○体験は、事前に依頼した指導者の下で当該種目のさわりを体験するもので、ゲーム形式などを用いて楽しみながら無理をしない範囲で体を動かす。ヒップホップダンスやラグビーで参加者数が多いのは、ダンス部やラグビー部の高校生も参加して共に体を動かすからである。指導をした高校の先生には、短い講話もしてもらう。スポーツ後の食事は、平成24年度第1回のときには署員自ら署庭で調理を行った。同年度第3回以降は、支援ネットなどのボランティアに食事の調理・提供をしてもらい、その費用もボランティア団体が負担している。

支援対象となる少年はもっぱら中学生で、万引き・対教師暴力などの初発型非行で補導された者や地元での街頭補導の 対象となった者である。近日中の逮捕が予想されるような重大な非行を行った者は除いている。

1回の支援活動で1つの非行グループを対象にする。複数のグループを一緒にすると、支援活動の場でのトラブルが心配されるし、その後の非行の面での連携のおそれもあるからである。多くの場合、対象となるグループは1つの中学校の生徒からなるが、2校の生徒からなるグループもあった。男子のみからなるグループが多いが、平成25年度第2回のヒップホップダンス体験には女子のみのグループを対象とし、その後は男女混成のときもある。1グループに対する支援は通常1回限りであるが、ソフトボールの対抗ゲームを2回に渡って行ったグループもある。

支援対象となる非行グループの選定は少年係長を中心に行っており、学校などからの情報も得て、活動が活発なグループに声を掛けるようにしている。支援活動への参加呼びかけの際には、本人に電話などで呼びかけるほか、保護者に案内状を出し、活動への参加そのものと傷害保険加入・マスコミ取材について同意書を得ている。保護者の中には、活動の当日に参加する人もいて、事後のアンケートにも答えてもらっている。

スポーツをする時間は、多くの場合、午前中の2~3時間に設定している。非行少年は、生活が不規則なため体力が弱い者が多く、疲れやすい。会場の条件によって可能であれば、スポーツをしているグラウンドなどのすぐそばの野外で昼食を調理し、グラウンドで参加者全員で食事を取ることにしている。

3 西京立ち直り支援ネットワーク

西京署の立ち直り支援活動に民間団体が協力を始めたのは、平成24年度の第3回、西京地区更生保護女性会が最初で

ある。同会の当時の副会長が西京警察署協議会の委員を兼ねており、協議会での立ち直り支援活動についての報告を聞いて、「警察官が食事まで作るのは気の毒なので、食事作りには慣れている自分たちが協力しよう」、と申し出た。次の回の活動には、西京警察署少年係を事務局としている西京少年補導委員会が協力した。平成25年度に入ると、西京署の活動を聞き及んだ西京区保護司会、西京コンビニ防犯対策協議会、西京区役所(まちづくり推進課)からサポートの申し出が相次ぎ、同年6月に、当時少年補導委員会会長であった南舎氏の呼びかけで西京立ち直り支援ネットワークが任意団体として設立された。

以上の設立の経緯からも明らかなように、支援ネットは、個人を構成員とするのではなく、次の5つの団体・機関から 構成されている。①西京地区更生保護女性会、②西京少年補導委員会、③西京区保護司会、④西京コンビニ防犯対策協議 会、⑤西京区役所(まちづくり推進課)。支援ネットの目的は、西京署の非行少年立ち直り支援活動をサポートすることで、 構成団体が「すべては子ども達のために」との思いで「共に汗する」姿勢をモットーとしている。目下のところ、支援ネットはこれ以外の活動は行っておらず、規約や独自の会計、定期的な会議なども持っていない。

西京署の支援活動に際して支援ネットが食事を提供するにあたっては、当日の調理・片付けや事前の食材の買い出しなどの他、1回の準備会と1回の反省会を行っている。食事等にかかる経費は1回の支援活動について3~4万円ほどであり、活動ごとに精算して、西京区役所を除く構成4団体で均等に負担している。更生保護女性会は共同募金からの助成金を充てており、保護司会は社会を明るくする運動の予算から出している。少年補導委員会は、チャリティバザーの収益金などを充てる。経費負担については、コンビニ防犯対策協議会が最も積極的である。調理に必要な大型炊飯器や大鍋、コンロなどは、もともと少年補導委員会や更生保護女性会が所有していたものを利用している。

西京署と支援ネットの活動が新聞などで紹介されるようになってから、個人や団体から物品の寄附などの支援をしてもらえるようになった。たとえば西京署には、西京防犯協会会長個人からソフトボールのグローブ・バット・ボールなど用 具一式、ロータリークラブからテントの寄附があった。支援ネットには、そうめんなどの寄附があるほか、活動のたびに 地元の農家から野菜を安く分けてもらっている。

今後は、支援ネットの活動を盛んにしていくためにも、経費の負担を軽減すべく、各種の補助金などに応募していきたい。そのためには、規約の制定や銀行口座の開設など、支援ネット自体の組織と財政の整備が課題である。

4 成果と課題

西京署の支援活動は、当初、非行少年と警察官とが交流を通じて相互に信頼関係を築き、非行の深刻化を防止して更生につなげようという趣旨で開始された。その後、多くのボランティアがサポートするようになると、新たに、少年に地域社会との絆を感じてもらう機会という色彩が加わることになった。非行少年の多くは、家庭に問題があったり学校で孤立したりしていて自己肯定感に乏しいので、地域の人々が見守って心配しているというメッセージを伝えることが重要である。ボランティアのサポートによって、そのようなメッセージがそれとなく伝わっていると思われる。

他方で、多くの地域住民がボランティアとして非行少年にかかわることにも意義がある。非行少年といっても、特別に 異なる性格や考え方をしているわけではなく、素顔はごく普通の子どもだちである。ボランティアとして参加し実際に非 行少年の表情や行動を見ることによって、住民の側の少年たちへの見方が変わることを期待している。そのために、特に 手伝ってもらうことがなく、様子見をするだけでもいいので、できるだけ多くの住民に活動に参加してもらいたい。

もっとも、支援の対象となった少年のことを他所で噂にするような人がいると困る。支援ネットの構成団体の会員であれば、もともと非行少年や犯罪者の更生にかかわっている人が多いので、いまのところは、この点を余り心配してはいない。少年へのスポーツ指導を中学校の教員ではなく高校の教員にお願いし、少年と同じ中学生ではなく高校生に参加して

もらっているのも、同じ理由からである。

支援活動の成果は、数字で示せるような性質のものではないが、次の4点ほどが挙げられるように思う。第一に、支援活動を始めてから、コンビニなどでの少年たちの蝟集が目に見えて減少した。西京コンビニ犯罪対策協議会が支援ネットに加わったのは、この点を評価してのことである。第二に、街頭補導などをする警察官に対して、以前は敵対的・挑戦的態度を取る少年が多かったのに対し、支援活動開始後はそのような態度が減少した。支援活動の対象になった少年が直ちに非行をやめるわけではないが、再非行を行ったときでも、補導をした警察官に対し素直に話をしたり指導に応じたりするようになった。支援活動の対象となった少年が、のちに他署管内において暴走行為で補導された際、なぜ地元の西京で暴走行為をしなかったのか問われ、西京署だけには迷惑を掛けてはいけないと思ったと答えた、というエピソードもある。第三に、補導や逮捕といった場面以外でも、少年と警察官との距離感が縮まり、信頼感が出てきた。支援対象となった少年が少年係の警察官に相談事を持ち込むこともあり、警察官の転出時に少年たちが礼を述べに来たこともあった。支援を受けた少年が、警察官を両親や学校の先生よりも信頼できる大人と感じているのである。第四に、ダンス体験に参加した女子少年が将来は明徳高校に進学してダンス部に入りたい、と述べるなど、高校生との交流が少年に将来の展望を示すことにもなっている。

以上のような成果は感じているものの、この支援活動の限界や課題も認識している。まず、ほとんどの対象少年にとって活動への参加は1回限りである。参加後に再非行防止の継続指導を行ったり、学力向上や就職につながるような支援を行ったりする必要を感じているが、そこまでの取組みを行う余裕がない。次に、学校との連携という点では課題がある。支援活動への中学校の先生の参加が少なく、学校の先生が支援対象の少年を支援後に見守ってくれるような関係はできていない。最後に、京都府警察本部ではこの活動をしばしば紹介するなど他の地域にも広げていきたいと考えているが、他の警察署で同種の取組みを行うところは少なく、ようやく東山警察署が準備を始めたところである。

5 分析

以下は、筆者(須賀)の分析と感想である。

この取組みの特徴として挙げられるのは、関係者全員にとって無理をしない範囲で行われていることであろう。支援の対象を初発型非行を犯しただけの10人程度のグループにしている点は、支援する側の警察官やボランティアが非行傾向の進んだ少年に対応する専門的能力をもたないことを考慮すると、適切な選択と思われる。スポーツを共に行うと自然にコミュニケーションがとれるので、少年と支援者の双方がとくに構えたり働きかけの努力をしたりする必要もなく、活動への参加に対する心理的な敷居も低いようである。支援ネットによる食事の提供も、更生保護女性会や少年補導委員会が従来行ってきた活動の延長線上にあり、ボランティア参加者にとっては、いつもやっていることの回数が少々増えた、という程度の認識と思われる。高校のダンス部やラグビー部の生徒にとっても、いつもの練習に中学生がたまたま参加して、自分たちのちょっとかっこいいところをみせることができた、といったところであろう。休日に支援活動に参加する警察官が、もっとも負担を感じているかもしれない。支援活動を継続して実施するには、関係者が無理をしないことは重要である。

しかし他方、このことは、西京地区には、支援活動に類似する活動をしてきた団体がすでに地域に存在していたという 好条件があったことを意味している。このような取組みを他の地域にも広げていくためには、すでに少年非行防止や立ち 直り支援を行っているボランティア団体や NPO が連携の相手方として存在していることが必要であろう。それを一から 立ち上げるには、大きな労力を要する。また、警察とボランティア団体を仲立ちして活動をコーディネートする南舎氏や 齋藤氏のような人材の存在も重要である。警察本部の意向に反してこの活動が他の地域に広がっていかないのは、地域に それを支える基盤が乏しいためと思われる。

支援活動そのものは、4 で述べたように、回数や少年への働きかけという点で限定的であり、関係者の尽力に比べると 大きな成果があるとはいいがたい。非行少年の立ち直り支援では、居場所作りややりがい作りが重要とされているが、西 京署の支援活動は、それ自体としては、そのような効果は望めない。とはいえ、支援の対象となり南舎氏と顔見知りになっ た少年が、その後、登下校の見守り活動中の南舎氏に何くれとなく相談をしていくようになったそうである。このような 事例や上記の警察官への相談の例からは、少年にとっての「居場所」は、物理的な場所である必要はなく、信頼できる大 人と必要なときに接触できる環境を与えることで十分であることがうかがえよう。非行防止のための多様な活動が、それ ぞれ意図しない形で相乗効果を上げているわけであり、そのような効果まで含めて成果を評価するような研究が必要であ ることを示唆しているように思われる。

最後に、インタビューなどにお答えいただいた南舎氏・齋藤氏ほかの関係者に、御礼申し上げたい。